

インボイス発行のための 事前登録申請

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

インボイス（適格請求書）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは

消費税の納付税額書を計算する上で、課税売上に係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するために、上記インボイス（適格請求書）の保存が必要となる制度です。

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付する必要がある、また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

インボイス制度による影響

上記制度導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には次の表のとおり、一定期間、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

<免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置>

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和 8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

発行事業者となるためには

インボイス（適格請求書）発行事業者となるためには、所轄税務署へ「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは**課税事業者に限られます**。制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日から2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出が必要です。

交付義務について

インボイス発行事業者は、国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方からインボイス（適格請求書）の交付を求められた際に、次の取引を除き適格請求書の交付をしなければなりません。

- ①3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ②出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

社員紹介コーナー

令和3年4月に入社しました橋口 哲志朗と申します。
出身は東彼杵郡波佐見町です。以前は製造業で品質保証に関わっておりました。永田会計の皆さんは会計・税務・総務と幅広い業務を行われており圧倒される毎日ですが、業務の繋がりを意識して仕事を覚えるよう努めてまいります。



社員からのコメント

MS第3課 橋口 哲志朗

田平：長崎にUターンで、入社してくれました。

入社して2か月ちょっとですが、真摯に仕事に取り組んでくれています。

1日でも早くお客様のお役に立てるようにしっかり指導、サポートとしていきたいと思えます。

内川：意欲的に業務に臨み、仕事を吸収していく姿勢にとっても刺激を受けています。まだ慣れないことも多く大変だとは思いますが、一緒に頑張っていきましょう。